



ARK NEWS

2025年
5月

[発行元：株式会社アーク人財紹介センター／発行責任者：石田和裕]



(株)アーク人財紹介センター
代表取締役 嶋崎八洲男

ベトナムの協力会社であるPTM社がハノイにおいて**警備会社**を設立することになりました。

4月号でPTM社は短期大学を取得し、警備学科を新設するため指導教育を行って欲しいとの依頼がありました。今回は**警備会社**を作ったとの事でアークに警備のプロとして、指導及び教育を実施して欲しいとの依頼を受け、コンサルタント契約を締結する運びとなりました。このような事案が増えて参りました。

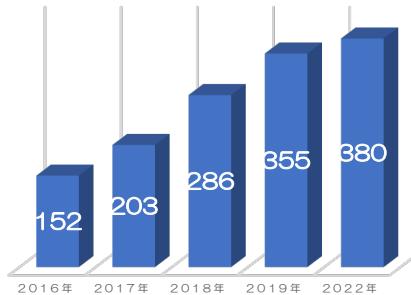
PTM社は20年前にハノイで初めてお会いしてから親交を深めて来た間柄です。ハノイの日本学校兼送出し機関として急成長を遂げ、今まで日本に数千人の人財を送り込んでいる実績ある企業です。



代表取締役 ファム・ヴァン・トゥエット
PHAM VAN THUET



PTMの日本への送出し人数



日本の警備業界は大変な人手不足に直面しており、経営が厳しい会社が増えています。政府は3月11日に「特定技能制度」および「育成就労制度」に関する基本方針を閣議決定しました。

石破茂総理も参加し「我が国の人手不足は深刻であり、人手不足に悩む国内企業と外国人財の双方にとり真に利用し易く魅力あるものとなる様、令和9年の運用開始に向け準備を着実に進めて欲しい」と述べています。警備業に於いては「特定技能制度」でスタートする方向です。

アーク人財紹介センターは2026年1月から警備業界の協同組合や有力警備会社へPRを強化し、外国人受入れへの体制準備を行って参ります。全国紙である「警備新報」や「警備タイムズ」に広告を掲載し営業活動を行います。

1万社の警備会社に人財をベトナム、インドネシア、カンボジア、ミャンマーから紹介していきます。

「人財不足」に悩む社長に告ぐ！！



平素 恵厚のご支援
ご愛顧を賜り厚く御礼
申し上げます。
人生七十の時代、日本
のみで世界を走る、世界か
ら日本を見つめながら
激変する時代にスピーディーに対応しあわせに
立ちたいと考えてお
ります。
今、日本はつてない
人手不足に直面してお
ります。
「アーク人財紹介セン
ター」はベトナム、アフリカ
ら複数の人材紹介会社の
企業様に紹介し、社会の
発展に貢献したいと
考えております。



● 東南アジアから優秀な人財を特定
技能等でご紹介致します！！
トラック運転手・タクシードライバー等【スリランカ等】
牛豚肉加工・パン製・食品製造業等【ベトナム】
とび・大工工事・左官・建築板金・石材加工等【ベトナム/インドネシア等】
ホーリー ハウスキーピング/宿泊(接待・衛生管理)等【ベトナム/ミャンマー等】
介護・施設介護・訪問介護等【インドネシア/フィリピン/ベトナム等】
その他 編織衣類/介護/空港グランドハンドリング等【ミャンマー/インドネシア等】
エンジニア (大卒幹部候補生もご紹介いたします)



● M&A で「人手不足」を
解決しましょう！！

- ◎ 売りたい会社
- ◎ 買いたい会社
- ◎ 合併して一緒に拡大したい会社

※ 下記にご相談ください。プロが対応いたします。

協力企業：M&Aキャピタルパートナーズ株式会社

お問い合わせ 03-6276-1237

株式会社 アーク人財紹介センター

〒151-0072 渋谷区幡ヶ谷2-13-6 富士ビル3F-3 担当：石田



株式会社 アーク人財紹介センター

【昨年「警備日報」に掲載した広告】

部署名

内 容

取締役営業開発部長
石田 和裕

人財紹介業務

■特定技能制度 受け入れ対象に物流倉庫など3分野の追加案（政府）

専門技能があると認められた外国人を受け入れる特定技能制度をめぐり、政府は20日の有識者会議で、深刻な人手不足も踏まえ、受け入れの対象分野に新たに物流倉庫などの3つの分野を加える案を示しました。

特定技能制度は、専門技能があると認められた外国人に与えられる在留資格で、現在は介護や建設、農業など16の分野を対象に、資格を得た人材を受け入れています。

政府は深刻な人手不足も踏まえ、受け入れの対象分野を増やしたいと考えて、原案をまとめ20日の有識者会議で示しました。

この中では、新たに物流倉庫と廃棄物処理などの資源循環、それにリネン製品の供給の3つの分野を加え、19分野にするとしています。

また、こうした特定技能制度の水準を満たす外国人才を育てていくため、再来年までに施行される育成就労制度の受け入れ分野も明記されています。

制度の一体性を確保する観点から、できるだけ同じしくみにする必要がある一方、より高度な専門性が要求されるものは適切ではないなどとして、特定技能制度の19分野から、自動車運送と航空の2つを除いた17分野を対象にする案となっています。

政府は有識者の意見を踏まえながら、今後、分野や業種ごとの受け入れ人数も合わせた運用方針の検討を進めることにしています。

2025年5月20日（出典：NHKニュース）

受入れる外国人材に関する基本的事項（出典：ビル新聞）

	育成就労	特定技能1号	特定技能2号
技能水準 ※1	終了時点で特定技能1号水準に達することが必要	相当程度の知識又は経験が必要とする技能（特定技能1号評価試験、技能検定3級等を想定）	熟練した技能（特定技能2号評価試験、技能検定1級等を想定）
日本語能力水準 ※1	就労開始前：A1相当 講習でも可 終了時点：A2相当	A2相当	B1相当
期間	3年 (試験に不合格だった場合最長1年延長)	通算で5年を上限一部例外を想定 ※2	材料う機関の更新回数に上限は無い
家族帯同	基本的に不可	基本的に不可	可能

※1 技能・日本語能力に関する水準は試験により確認する。試験は分野別運用方針において定める（分野の実情に応じて上乗せ可能）。

※2 妊娠・出産等に係る期間は、通算期間含めない。また、特定技能2号評価試験等に不合格になった場合、一定の要件の下で最長1年の在留継続を認める。